

神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱

令和3年5月27日 健康局長決定

(最終改正：令和3年12月1日)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 営業許可等の取扱い（第3条－第8条）

第3章 使用水の管理（第9条・第10条）

第4章 食品衛生責任者（第11条・第12条）

第5章 ふぐの取扱い（第13条－第21条）

第6章 生食用食肉の取扱い（第22条－第24条）

第7章 営業施設の休業及び法で定める営業以外の届出（第25条－第27条）

第8章 電子情報処理組織による手続（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）及び神戸市食品衛生法施行細則（令和3年5月規則第8号。以下「市細則」という。）に規定する事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な施行を図るために必要な事項を定め、食品衛生上の危害を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行令、施行規則及び市細則において使用する用語の例による。

第2章 営業許可等の取扱い

(営業許可の申請)

第3条 市細則第3条第1項の申請書には、次の書類を添付するものとする。
ただし、当該申請書の提出の際に、添付すべき書類に記載された内容を保健
所長が確認することができる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 食品衛生責任者の資格要件を満たすことを証する書類の写し
- (3) その他、保健所長が必要と認める書類

2 施行規則第67条第5号の規定により添付すべき水質検査の結果を証する
書類の写しについては、第10条第2項各号のいずれかに該当する者の行った
水質検査の結果を証する書類とする。

(営業許可済証)

第4条 保健所長は、法第55条第1項の規定による許可をしたときは、申請者
に様式第1号による営業許可済証（以下「営業許可済証」という。）を交付す
るものとする。

2 許可営業者（施行令第35条第2号の営業を除く。）は、消費者への情報提供
のため、営業許可済証を施設の見やすい場所に掲示するものとする。

3 許可営業者は、営業許可済証を紛失し、破損し又は汚損したときは、様式
第2号による申請書を保健所長に提出し、再交付の申請をすることができる。

(地位の承継の届出)

第5条 市細則第4条の届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 承継前の許可営業者の営業許可済証（許可営業者の地位を承継した者に
限る。）
- (2) その他、保健所長が必要と認める書類

(営業の届出)

第6条 市細則第5条の届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 水質検査の結果を証する書類の写し（水道法（昭和32年法律第177号）第
3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条
第7項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する
水を製造、加工又は調理に使用する場合に限る。）

(2) その他、保健所長が必要と認める書類

(申請事項の変更の届出)

第7条 市細則第6条の届出書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 変更があった事項を確認できる書類（次のアからオの事項に変更があった場合に限る。）

ア 施行規則第67条第1号に規定する事項（申請者が法人である場合に限る。）

イ 施行規則第67条第4号に規定する事項

ウ 施行規則第67条第5号に規定する事項

エ 施行規則第69条第1項第1号に規定する事項

オ 施行規則第70条第1項第1号に規定する事項

(2) 営業許可済証（記載事項に変更があった場合に限る。）

(3) その他、保健所長が必要と認める書類

(廃業の届出)

第8条 許可営業者は、市細則第7条の届出書を提出した際には、速やかに営業許可済証を返却するものとする。

第3章 使用水の管理

(飲用に適する水)

第9条 施行規則別表第17第4号イに規定する飲用に適する水は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道として確認を受けた施設より供給される水（以下「特設水道水」という。）

(2) 「食品、添加物の規格基準」（昭和34年12月28日厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）第1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準 5項に規定する食品製造用水（同項の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものに限る。以下同じ。）

(飲用に適する水の検査)

第10条 施行規則別表第17第4号ロに規定する水質検査（以下この条において「水質検査」という。）は、次の表の左欄に掲げる飲用に適する水の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる検査対象項目について実施するものとする。

飲用に適する水の区分		検査対象項目
特設水道水		特設水道条例第7条第1項又は第10条第1項の規定により検査を行うべき項目
食品製造用水	使用開始前	規格基準第1食品B食品一般の製造、加工及び調理基準5項の表の第1欄に掲げる項目
	水源等が汚染されたおそれがある場合	
	使用開始後、定期の検査を実施する場合	一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

2 食品製造用水の水質検査を委託する場合は、次の各号のいずれかに該当する者に委託するものとする。

- (1) 水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者
- (2) 法第4条第9項に規定する登録検査機関
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づき、建築物における飲料水の水質検査を行う事業者として都道府県知事の登録を受けた者
- (4) その他、保健所長が認めた者

第4章 食品衛生責任者

（食品衛生責任者養成講習会）

第11条 市細則第8条第1号に規定する講習会の科目及び時間は、「食品衛生責任者の取扱いについて」（令和2年1月17日付け薬生食監発0117第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）に示されたプログラムの内容を満たすものとする。

2 食品衛生責任者養成講習会を修了した者には、修了証を交付するものとし、修了証には、神戸市保健所長の指定であること、講習会の名称、受講年月日、受講者氏名、生年月日その他必要な事項を記載するものとする。

（食品衛生責任者実務講習会）

第12条 市細則第9条に規定する講習会（以下「食品衛生責任者実務講習会」という。）の科目及び時間は、次の内容を満たすものとする。

- (1) 食品衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）
1時間以上
- (2) その他 0.5時間以上

2 施設の営業許可の有効期間を満了し、引き続き営業を行う際には、許可営業者は、食品衛生責任者に食品衛生責任者実務講習会を受講させるよう努めるものとする。

第5章 ふぐの取扱い

（ふぐ処理者）

第13条 市細則第10条第2号に規定する市長が認める者とは、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に示されたふぐ処理者の認定基準と同等以上の内容の試験に合格した者又は免許を取得した者とする。

（ふぐ処理開始の届出等）

第14条 ふぐの処理（「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）の別表1に掲げるフグの可食部位以外の部分（以下「有毒部位」という。）を除去することをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、ふぐ処理者（市細則第10条に規定する施行規則別表第17第1号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者をいう。以下同じ。）の資格要件を満たすことを証する書類を添えて、様式第3号による届出書を保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の届出を受理したときは、前項の届出を行った者（以下

「ふぐ処理施設営業者」という。)に様式第4号によるふぐ処理施設届出済証(以下「ふぐ処理施設届出済証」という。)を交付するものとする。

3 ふぐ処理施設営業者は、消費者への情報提供のため、ふぐ処理施設届出済証を施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(ふぐ処理に係る届出事項の変更の届出)

第15条 ふぐ処理施設営業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、様式第3号による届出書を保健所長に提出するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項の変更の場合は、施行規則第71条の規定により行われる届出によって代えることができる。

(1) 営業者の氏名(法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名)

(2) 施設の名称、屋号又は商号

(3) 営業の種類

(4) ふぐ処理者

2 前項第1号から第3号に掲げる事項の変更の場合には、ふぐ処理施設届出済証を、前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、新たなふぐ処理者の資格要件を満たすことを証する書類の写しをそれぞれ添付するものとする。ただし、前項第4号に掲げる事項の変更で、当該届出書の提出の際に、添付すべき書類の内容を保健所長が確認することができる場合にあつては、この限りではない。

(ふぐ処理の廃止の届出)

第16条 ふぐ処理施設営業者がふぐの処理を廃止した場合は、ふぐ処理施設届出済証を添えて、様式第3号による届出書を保健所長に提出するものとする。ただし、営業施設の廃業に付随してふぐの処理を廃止した場合は、施行規則第71条の2の規定による届出書によって代えることができる。

(ふぐ処理施設届出済証の再交付)

第17条 ふぐ処理施設営業者は、ふぐ処理施設届出済証を紛失、破損又は汚損したときは、様式第3号による申請書を保健所長に提出し、再交付の申請をすることができる。

(販売等の制限)

第18条 処理したふぐでなければ、食用として販売してはならない。ただし、次に掲げる場合であって、かつ、ふぐ処理者が置かれていることを確認できる場合にあっては、この限りではない。

(1) ふぐ処理施設営業者間で販売する場合

(2) 魚介類競り売り営業の営業者がふぐ処理施設営業者又は魚介類競り売り営業の営業者に販売する場合

(ふぐ処理者の遵守事項)

第19条 ふぐ処理者は、ふぐ個体ごとに、ふぐの種類等について安全であることを確認し、処理するものとする。

2 精巣については、必ず剖面を入れ、精巣であることを確認するものとする。精巣内に卵巣を内包する、いわゆる両性ふぐであることを確認した場合は、当該生殖巣は有毒部位として取り扱うものとする。

3 処理をせずにふぐを凍結する場合は、急速凍結法により凍結するものとする。

4 処理されずに凍結されたふぐの解凍は、流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理を行うこととし、再凍結を行わないものとする。

5 ふぐの処理に使用する器具、容器等は、十分に洗浄し、清潔にするものとする。

(ふぐ処理施設営業者の遵守事項)

第20条 ふぐ処理施設営業者は、ふぐ処理者の前条に関する遵守状況を監督するものとする。

(有毒部位等の廃棄処分)

第21条 有毒部位は、的確に除去し、他の食品又は廃棄物に混入しないよう、施錠できる専用の場所又は容器に保管し、焼却等の人に危害を与えることのない方法で確実に廃棄処分するものとする。

第6章 生食用食肉の取扱い

(取扱い施設の届出等)

第22条 生食用食肉(規格基準第1食品D 各条に規定する生食用食肉をい

う。以下同じ。)の加工(枝肉から切り出された肉塊に係る処理から加熱殺菌及び冷却までのいずれかの工程を行う行為をいう。以下この章において同じ。)又は調理(加熱済みの肉塊を細切又は調味する行為(加熱部分の除去や生食用食肉の盛り付け行為を含む。)をいう。以下この章において同じ。)をしようとする者は、施行規則第67条の規定による申請書又は施行規則第71条の規定により行われる届出に併せて、次の事項を届出するものとする。

(1) 生食用食肉の加工又は調理を行う旨

(2) 次条に規定する生食用食肉取扱者の氏名及び資格の種類

2 前項の届出には、加工を行おうとする者にあつては、次の第1号から第4号までの書類を、調理のみを行おうとする者にあつては、第1号、第2号及び第4号の書類を添付するものとする。

(1) 生食用食肉取扱者の資格を証する書類の写し

(2) 施設の構造及び施設を示す図面上に生食用食肉取扱いの設備及び区分を示したもの

(3) 営業者が行おうとしている加工が、規格基準第1 食品 D 各条生食用食肉第2項第7号に規定する加熱殺菌の方法に適合することを証する以下の書類

ア 当該施設における加熱条件の設定根拠に関する書類

イ 加熱条件の測定方法に関する書類

ウ 当該施設での加熱条件で加熱殺菌を行った後、規格基準第1 食品 D 各条生食用食肉第1項第1号に定める成分規格を満たすことを証する検査成績書の写し(法第4条第9項に規定する登録検査機関で実施したものに限る。)

エ その他、加熱殺菌方法の妥当性を確認するため、保健所長が必要と認める書類

(4) 食品表示基準(平成27年3月20日内閣府令第10号)に基づく表示の例示

3 第1項に規定する者は、生食用食肉の加工又は調理を開始する前に当該施設の設備及び加工又は調理の手順について、保健所長と協議するものとする。

4 保健所長は、書類審査及び現地調査のうえ支障がないと認めた場合には、

営業許可済証に生食用食肉取扱施設である旨を記載し、第1項の届出をした者に交付するものとする。

(生食用食肉取扱者)

第23条 生食用食肉の加工又は調理を行う施設には、生食用食肉取扱者を置くものとする。

2 生食用食肉取扱者は、加工を行う施設は第1号から第3号までのいずれか、調理のみを行う施設は第1号から第4号までのいずれかに該当する者とする。

(1) 法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者

(2) 法第48条第6項第4号に該当する者のうち施行令第35条第15項に規定する食肉製品製造業（法第48条第7項に規定する製造業に限る。）に従事する者

(3) 都道府県知事若しくは地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が開催した又は適正と認める者に開催させた認定生食用食肉取扱者養成講習会を修了した者

(4) 施行規則別表第17第1号ロに規定する食品衛生責任者

(変更の届出)

第24条 生食用食肉の加工又は調理を行う施設の営業者は、届出事項に変更があった場合は速やかに保健所長に届出するものとする。

2 第22条第2項に規定する書類の内容に変更が生じた場合にあっては、前項の届出に変更があった事項に関する書類を添付するものとする。

第7章 営業施設の休業及び法で定める営業以外の届出

(休業の届出等)

第25条 許可営業者は、引き続き30日以上休業しようとするときは、速やかに保健所長に届出するものとする。

2 許可営業者は、休業中の営業を再開しようとするときは、再開しようとする日の10日前（神戸市の休日を守る条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）までに届

出するものとする。

(臨時営業開始の届出)

第26条 営業以外で食品を不特定又は多数の者に提供しようとする者(次条に該当する者を除く。)は、様式第5号による届出書を開始の日の10日前(閉庁日を除く。)までに保健所長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、保健所長が必要と認める書類を添付するものとする。

(福祉目的での飲食物提供に関する届出)

第27条 福祉目的の事業の一環として営業以外で食品を提供しようとする者は、様式第6号による届出書を保健所長に提出するものとする。

2 前項の届出を行った者は、届出内容に変更があったとき又は事業を廃止したときは、様式第6号による届出書を保健所長に速やかに提出するものとする。

第8章 電子情報処理組織による手続

(申請書等に併せて提出する書類)

第28条 次の表の左欄に掲げる市細則の規定による申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書等に併せて提出する書類については、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

申請書等	書類
市細則第3条第1項の規定による申請書	第3条第1項各号に掲げる書類
	第14条第1項の規定による届出書及び同項に掲げる書類
	第22条第2項各号に掲げる書類
市細則第5条の規定による届出書	第6条各号に掲げる書類
市細則第6条の規定による届出書	第7条各号に掲げる書類
	第22条第2項各号に掲げる書類

(電子メール等の使用)

第29条 第26条第1項並びに第27条第1項及び第2項の届出書は、電子メール

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を送信する方法又はファクシミリ装置を用いて送信する方法により提出することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する要綱(平成12年11月1日保健福祉局長決定)
 - (2) 神戸市食品衛生責任者取扱い要綱(平成23年1月5日保健福祉局長決定)
 - (3) 自家製ソーセージ食品衛生責任者設置要綱(平成6年3月18日衛生局長決定)
 - (4) 神戸市食品関係営業許可等に関する取扱い要綱(平成15年3月26日保健福祉局長決定)
 - (5) 神戸市フグ取扱い指導要綱(平成5年10月1日保健福祉局長決定)
(経過措置)
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令123号。以下「整備令」という。)附則第2条の規定により、同条の規定による許可の有効期間の満了する日(以下「許可の有効期間の満了日」という。)までの間、なお従前の例によることとされる場合におけるこの要綱第4条、第5条、第7条、第8条及び第22条から第24条までの規定については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の神戸市食品衛生責任者取扱い要綱(平成23年1月5日保健福祉局長決定)第4条の規定により発行されている修了証は、この要綱第11条第2項に規定する修了証とみなす。
- 5 この要綱の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の神戸市フグ取扱い指導要綱(平成5年10月1日保健福祉局長決定。以下、「神戸市フグ取扱

い指導要綱」という。) 第5条第1項の規定により、フグ取扱業開始届を保健所長に提出してフグの取扱いを業として行っている者(みがきフグ等のみを仕入れ、加工し、若しくは調理するのみを行っている者を除く。)は、この要綱第14条第1項の規定にかかわらず、施行日にこの要綱第14条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

6 この要綱の施行の際現に神戸市フグ取扱い指導要綱第5条第2項の規定により、前項の規定により施行日にこの要綱第14条第1項の規定による届出をしたものとみなす者に対して交付されているフグ取扱業届出済証は、記載事項の変更等により再交付を受けるまでの間は、この要綱の様式第4号によるふぐ処理施設届出済証とみなす。

7 整備令附則第2条の規定により、有効期間の満了日までの間、なお従前の例によることとされている場合に、この要綱第15条第1項ただし書及び第16条ただし書の適用を受けるにあたっては、第15条第1項中「施行規則第71条の規定により行われる届出」及び第16条中「施行規則第71条の2の規定による届出書」とあるのは、いずれも「なお従前の例による届出」と読み替える。

8 この要綱の施行の際現にこの要綱の様式第6号に記載すべき事項と同等の内容を保健所長に届出している福祉目的の事業の一環として営業以外で食品を提供している者は、この要綱第27条第1項の規定にかかわらず、施行日にこの要綱第27条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に営業者に交付している改正前の要綱様式第1号による営業許可済証及び様式第4号によるふぐ処理施設届出済証(要綱附則第6条によりみなされたものを含む)は、改正後の要綱様式第1号による営業許可済証及び様式第4号によるふぐ処理施設届出済証とみなす。

営業許可済証

許可番号

営業者の氏名（法人にあつては、名称）

施設の所在地

施設の名称、屋号又は商号

営業の種類

許可年月日

有効期間

神戸市保健所長



発行年月日 年 月 日

営業許可済証再交付申請書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

次のとおり営業許可済証の再交付を受けたいので、神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱第4条第3項の規定により次のとおり申請します。

申請者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）	ふりがな
	氏名
	〒□□□ - □□□□
施設の所在地（自動車において営業をする営業にあつては、当該自動車の自動車登録番号）	〒□□□ - □□□□ (自動車登録番号：)
施設の名称，屋号又は商号	ふりがな
営業の種類	
許可番号及び許可年月日	許可番号
	許可年月日 年 月 日
再交付を申請する理由及びその発生年月日	理由
	発生年月日 年 月 日

備考 この申請書は、本人又は代理人が記入するものです。
添付書類 破損又は汚損した営業許可済証

(第2面)

【開始】 添付書類：ふぐ処理者の資格要件を満たすことを証する書類の写し	
ふぐ処理を行う期間	
主に取扱うふぐの種類	
ふぐの主たる購入先	
所属組合	
ふぐ処理者の氏名及び資格の種類等	ふりがな
	氏名
	資格の番号等及び取得日 自治体名： 番号等： / 年 月 日 取得
【ふぐ処理者の変更】 添付書類：新たなふぐ処理者の資格要件を満たすことを証する書類の写し	
変更のあったふぐ処理者の氏名及び資格の種類等 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 取下げ	ふりがな
	氏名
	資格の番号等及び取得日 自治体名： 番号等： / 年 月 日 取得
変更のあったふぐ処理者の氏名及び資格の種類等 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 取下げ	ふりがな
	氏名
	資格の番号等及び取得日 自治体名： 番号等： / 年 月 日 取得
【廃止】 添付書類：ふぐ処理施設届出済証	
廃止年月日	年 月 日
【再交付】 添付書類：破損又は汚損したふぐ処理施設届出済証	
再交付を申請する理由とその発生年月日	理由
	発生年月日 年 月 日

ふぐ処理施設届出済証

届出番号

営業者の氏名（法人にあつては、名称）

施設の所在地

施設の名称、屋号又は商号

営業の種類

届出年月日

神戸市保健所長



発行年月日 年 月 日

臨時営業開始届出書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

次のとおり食品を提供したいので、神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱第26条第1項の規定により、届け出ます。

届出者の氏名，生年月日及び住所（法人の場合はその名称，所在地及び代表者の氏名）	ふりがな	
	氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）	
	〒□□□ - □□□□	
	TEL	FAX
	Email	
開催場所の所在地	〒□□□ - □□□□	
催し等の名称	ふりがな	
営業期間		
担当者基本情報	ふりがな	
	氏名	
	TEL	FAX
	Email	

備考 この届出書は，本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類 平面図

(第2面)

番号 (注)	食品名	責任者氏名 (従事者数)	販売 予定数	調理・製造及び販売方法等（販売のみ 又は小分け販売の場合は，仕入先住所 及び店名を記入すること）
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他
		(人)		販売のみ・小分け販売・調理販売・他

(注) 番号を平面図内の該当する位置に記入してください。

福祉目的での飲食物提供（開始・変更・廃止）届出書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

- 次のとおり食品の提供を開始したいので、神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱第27条第1項の規定により、届け出ます。
- 次のとおり届出内容を（変更・廃止）したので、神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱第27条第2項の規定により、届け出ます。

届出者の氏名及び住所（法人及び団体の場合はその名称及び所在地）	ふりがな	
	氏名（法人及び団体の場合はその名称）	
	〒□□□ - □□□□	
	TEL	FAX
	Email	
飲食物提供施設の名称及び所在地	ふりがな	
	施設の名称	
	〒□□□ - □□□□	
1	事業の名称	ふりがな
	事業の種類	該当に○を付ける。（その他の場合は事業概要を記入する。） ふれあい給食会・ふれあいサロン・子どもの居場所づくり事業・地域拠点型一般介護予防事業・その他（ ）
	実施頻度等	
	提供食数	
	対象者	
	調理の有無等	該当に○を付ける。有の場合は調理の程度、無の場合は形態及び仕入先を（ ）に記入する。 有・無（ ）

備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

(第2面)

2	事業の名称	ふりがな
	事業の種類	該当に○を付ける。(その他の場合は事業概要を記入する。) ふれあい給食会・ふれあいサロン・子どもの居場所づくり事業・地域拠点型一般介護予防事業・その他()
	実施頻度等	
	提供食数	
	対象者	
	調理の有無等	該当に○を付ける。有の場合は調理の程度、無の場合は形態及び仕入先を()に記入する。 有・無 ()

3	事業の名称	ふりがな
	事業の種類	該当に○を付ける。(その他の場合は事業概要を記入する。) ふれあい給食会・ふれあいサロン・子どもの居場所づくり事業・地域拠点型一般介護予防事業・その他()
	実施頻度等	
	提供食数	
	対象者	
	調理の有無等	該当に○を付ける。有の場合は調理の程度、無の場合は形態及び仕入先を()に記入する。 有・無 ()

(変更)		
該当する事項の番号に○をつけ、 1 から 8 までの場合は変更後の情報を第 1 面に記入してください。		
1	住所(法人及び団体の場合は、その所在地) 変更	
2	氏名(法人及び団体の場合は、その名称) 変更	
3	飲食物提供施設の変更	
4	実施頻度等の変更	
5	提供食数の変更	
6	対象者の変更	
7	調理の有無、程度等の変更	
8	事業の追加	
9	一部事業の廃止	事業の名称
		廃止年月日 年 月 日
(廃止)		
廃止年月日	年 月 日	